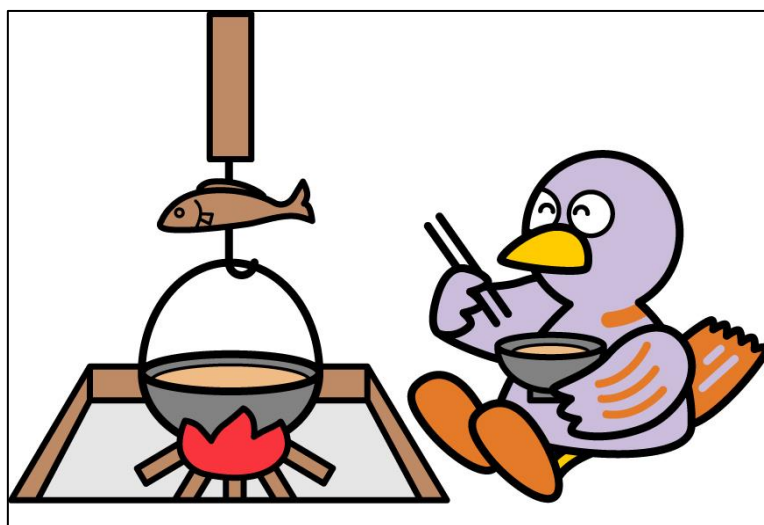


ガス供給業を行う法人の事業税の申告について



埼玉県・県税事務所

平成31年1月

凡例 法・・・ 地方税法
政令・・・ 地方税法施行令
規則・・・ 地方税法施行規則
通（県）・・・ 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県関係）

1 ガス供給業を行う法人の事業税の課税について

ガス供給業を行う法人は、収入金額を課税標準として、収入割の申告となります。

(法 72 条の 2、72 条の 12 第 2 号)

① ガス供給業とは

ア 一般ガス導管事業（ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 5 項）及び特定ガス導管事業（同条第 7 項）

イ ガス製造事業者（同条第 10 項）及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第 1 項の義務を負う者に限る。）が行う従前のガス供給業（平成 30 年度税制改正前のガス供給業。以下同じ。）

※ 平成 30 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において、上記ア及びイ以外の事業は所得等課税としての申告となります。ただし、分割基準については固定資産の価額から変更ありません（平成 30 年度税制改正）。

事業	法人	課税区分	分割基準
一般ガス導管事業		収入割	固定資産 の価額
特定ガス導管事業			
特定ガス供給業 (平成 30 年度税制改正 前のガス供給業のうち、 一般ガス導管事業及び 特定ガス導管事業以外の もの)	a ガス製造事業者（ガス事業法第 10 条） b 旧一般ガスみなしガス小売事業者 （電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第 22 条第 1 項の義務を負う者に限る）	収入割	
	c ab 以外の法人で資本金 1 億円以下	所得割	
	d ab 以外の法人で資本金 1 億円超	付加価値割 資本割 所得割	

※ ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合

原則：区分計算を行い、収入割と所得割（及び付加価値割、資本割）を申告します。

例外：主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により申告することもできます。

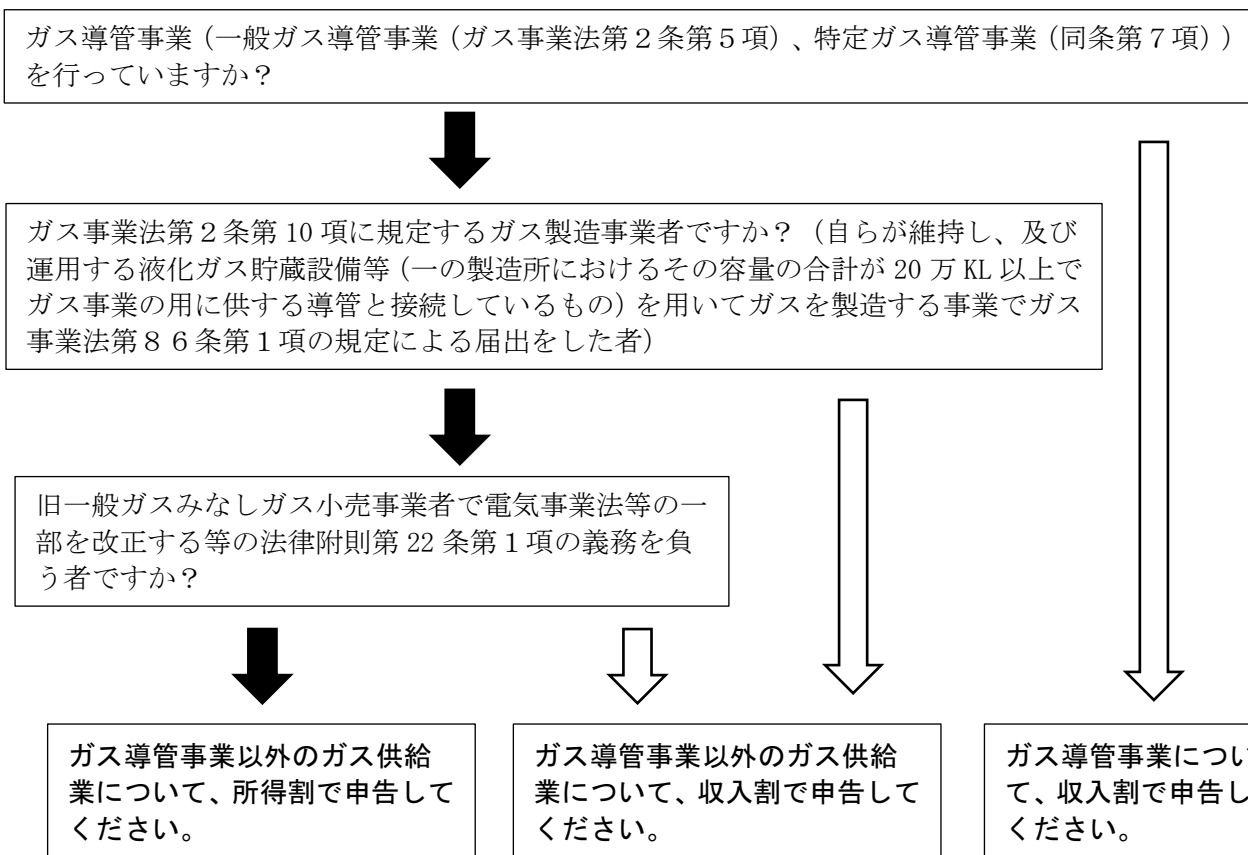
(通(県)事業税 4 の 9 の 9)

※ 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合（法 72 条の 48）

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割します。

- ガス供給業（この場合のみ特定ガス供給業の cd も含む）…固定資産の価額
- 製造業…従業者の数
- 非製造業…従業者の数と事務所等の数

※ 課税方式の確認（⇩ …はい、⇩ …いいえ）



2 課税標準の計算方法（法 72 条の 24 の 2）

（1）課税標準となる収入金額の計算方法

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額} - \text{②控除すべき金額}$$

① 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）事業税 4 の 9 の 1）

注 1）貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除します。（通（県）事業税 4 の 9 の 1）

注 2）ガス供給業の課税標準とすべき収入金額とは、ガス売上収入、供給雑収入（計器具の損料及び賃貸料収入を含む）及び事業税相当額の加算料金等原則としてガス供給業（導管によるものに限る）の事業収入に係るすべての収入を含みます。（通（県）事業税 4 の 9 の 4）

注 3）料金とあわせて収入する消費税及び地方消費税の金額は収入金額に含めませんが、消費税の免税事業者に係る消費税及び地方消費税相当額は収入金額に含めます。

注 4）すべての収入が含まれることから、例えば雑収入等に含まれる収入についても課税標準となる収入金額に含みます。（例：消費税等還付金、還付加算金）

なお、収入とは実際に収入すべきものをいい、収入の伴わない収益は課税標準となる収入金額に含みません。（例：貸倒引当金戻入、前期損益修正損益及び土地の受贈益等）

② 控除すべき金額

ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

（法 72 条の 24 の 2 第 1 項）

イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、収入金額に対する事業税を課されるガス供給業を行う他の法人からガスの供給を受けてガスを供給する場合に供給を受けたガスの料金として支払うべき金額に相当する収入金額、可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合のその可燃性天然ガスに係る収入金額のうちその可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額、ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業を併せて行う法人が掘採した可燃性天然ガスに係る収入金額のうちその可燃性天然ガスに係る鉱産税の課税標準額に相当する金額

（政令第 22 条、通（県）事業税 4 の 9 の 7）

ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等

(告示昭和 30 年 29 号、昭和 34 年 46 号、昭和 42 年 55 号、平成 23 年 379 号)

エ ガス供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される他のガス供給業を行う法人からガス事業法第 2 条第 4 項に規定する託送供給を受けてガスの供給を行う場合、その託送供給に係る料金として当該法人に対して支払うべき金額に相当する金額 (法附則第 9 条第 10 項、政令附則第 6 条の 2 第 3 項)

③ 欠損金の取扱い

ア 平成 30 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度 (以下「最初事業年度」という。)

開始の日の前日を含む事業年度において、特定ガス供給業を行っていた法人 (ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。) が特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得等の計算の例により算定する場合は、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得等の計算の例により算定していたものとみなします。(地方税法等の一部を改正する法律 (平成 30 年法律第 3 号) 附則第 6 条第 9 項)

なお、「10 年以内に開始した各事業年度」とありますが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度に生じた欠損金から 10 年間繰り越すことができます。そのため平成 31 年 3 月期については、平成 22 年 3 月期に係る欠損金が最も古い繰越欠損金となりますのでご注意ください。

イ ガス製造事業者又は旧一般ガスみなしガス小売事業者である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度において特定ガス供給業を行っていた場合においても上記アと同様の取扱いがあります。(政令第 21 条の 2)

(2) ガス供給業以外の事業を併せて行う場合

① 区分計算

ガス供給業とその他の事業（所得等課税事業）の各事業部門ごとに区分計算します。

原則として各事業部門ごとにそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によって申告します。（通（県）事業税4の9の9）

注1） ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業（収入金額課税事業ではないものに限る。）及び一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業を併せて行う法人の一般ガス導管事業又は特定ガス導管事業の課税標準とすべき収入金額とは、託送供給収益、自社託送収益、事業間精算収益及び最終保障供給収益等原則としてガス事業託送供給収支計算規則（平成29年経済産業省令第23号）様式第1に整理されるすべての収益に相当する収入を含みます。（通（県）事業税4の9の4）

注2） ガス供給業においてその製造過程中に副産物として生じるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業となります。（通（県）事業税4の9の4）

注3） なお、不動産賃貸に係る収入などは原則として所得等課税事業となりますのでご注意ください。

【所得金額の計算方法】

損益計算書、法人税別表4、法人事業税の加算・減算項目について各事業部門ごとに区分します。また、各事業部門に共通の収入・経費については、売上金額など妥当な基準によりあん分し、所得等課税部門の課税標準となる所得金額または欠損金額を計算します。（通（県）事業税4の9の9）

注1） 本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬、利息等）は通常、共通経費として扱います。

注2） 法人税別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。

注3） 妥当なあん分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には（例：営業外収益に計上されているなど）、当該金額も売上金額に含めてあん分計算を行います。

なお、売上金額以外のあん分基準を使用する場合は必ずその算定根拠を示してください。

注4） あん分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください。（例：売上金額をあん分基準に用いている場合に、修正申告において、売

上金額の税務加減算があった場合など。)

注5) 一方の事業部門がマイナスとなるあん分基準は、妥当とはいえません。

【付加価値額の計算方法】

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、所得等課税部門の課税標準となる付加価値額を計算します。

(通(県)事業税4の9の9)

注) 以下の明細書には、区分計算後の所得等課税事業に係る金額のみを記載します。

報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3)

労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)

純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4)

純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)

【資本金等の額の計算方法】

資本金等の額を各部門に係る従業者数によりあん分して収入金額課税部門以外の部門の資本金等の額を計算してください。(注)(政令第20条の2の25)

注) 資本割の従業者あん分を行う場合の従業者については次によります。(通(県)事業税4の6の10)

- 従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人(非常勤役員、契約社員、パート等名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全て)をいいます。
- 次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。
 - 派遣労働者=派遣先(派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方)
 - 出向者=出向先(出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方)
- 病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。
- 従業者数は事業年度終了の日(仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日)現在における各部門の従業者数をいいます。
- 分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算(従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従業者数の2分の1加算等)は行いません。
- それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業の付加価値額及び

所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によってあん分します。

②従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比べて社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。

(通(県)事業税4の9の9)

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準を分割します。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業とします。これによりがたい場合には、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定します。

(法72条の48第3項、通(県)事業税9の8)

なお、特定ガス供給業のうち、所得金課税事業とされた事業も、分割基準に係る主たる事業の判定においてはガス供給業に該当しますのでご注意ください。

(通(県)事業税9の6の2)

【主たる事業がガス供給業の場合の分割基準】

事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。

(規則6条の2第2項、通(県)事業税9の7)

【主たる事業が非製造業の場合の分割基準】

課税標準の2分の1・・・従業員の数

課税標準の2分の1・・・事務所等の数

【主たる事業が製造業の場合の分割基準】

従業者の数（資本金が1億円以上の場合は工場の従業者数の2分の1を加算します。）

3 申告書に添付する書類

(1) 確定申告、仮決算による中間申告

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式）に以下の書類を添付します。

ア ガス供給業のみ行う場合

（法72条の25第10項、72条の26第4項、規則4条の6、4条の7第2号）

- 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- 貸借対照表・損益計算書
- ガス事業託送供給収支計算規則様式第1（託送収支計算書）
- 法人税法施行規則様式別表四（写）・同別表四の二附表（写）・同別表五（2）（写）
- 雑収入及び雑損失等の内訳書
- 消費税及び地方消費税の確定申告書（写）
- 二以上の都道府県に事務所又は事業所を有する場合
 - ・ 課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）

イ ガス供給業とその他の事業とを併せて行う場合

上記アの書類に加えて別記様式第1号～第5号もご提出ください。

ウ なお、その他の事業について外形標準課税の対象となる場合は、次の書類もご提出ください。（法72条の25第8項、72条の26第4項、規則4条の5、4条の7第1号）

- 「付加価値割に関する明細書」（別記様式第6号）
- 付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）
- 付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）
- 資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）
- 報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）※
- 純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）※
- 純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）※

※主たる事務所の所在地が埼玉県の場合にご提出ください。

(2) ガス供給業を行う法人が、解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、ガス供給業部門に係る収入割によ

る課税はありません。(法 72 条の 29 第 3 項には収入割の申告が含まれていません。)

(3) 法人県民税・事業税の予定申告書(第 7 号様式)

一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入割を申告する法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人事業税については、中間申告納付をすることとなっています。(法 72 条の 26 第 7 項ただし書)

(4) 繰越欠損金等について

ア 2③アの適用がある場合

最初事業年度に係る繰越欠損金等を確認するため、当該始業年度に係る第 6 号様式別表 9 のほか、最初事業年度の開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度のうち、関係する事業年度に係る別記様式第 1 号～第 5 号(外形標準課税の対象となる場合は別記様式第 2 号に代え、別記様式第 6 号を追加してください。)、損益計算書、その他最初事業年度等に係る繰越欠損金等の算定根拠となる書類をご提出ください。

イ 2③イの適用がある場合

法人がガス供給業者に該当しないこととなった日を含む事業年度に係る繰越欠損金等の算定根拠となる書類をご提出ください。

4 別記様式の記載等について

(1) あん分計算の要否判定表(別記様式第 1 号)

ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合は別記様式第 1 号を使用してあん分率を算定し、確定申告書に添付してください。

なお、ガス事業託送供給収支計算規則様式第 1 に整理されるすべての収益に相当する金額は、収入金額課税の対象となります。一過性のものは含めなくても差し支えありませんが、償却債権取立益など営業収益と同等の性質のものは含めてください。

また、法人の損益計算書上、営業外収益・特別利益に区分している経常的な収入としての不動産賃貸料などは所得金課税分に含めてください。

(2) 別記様式第 2～5 号について

事業部門ごとに課税標準額等を算定する場合には上記(1)に加え、別記様式第 2 号以下を記載し、確定申告書に添付してください。

ア 損益計算書を所得課税事業分とガス供給業分に係るものに区分し、「課税標準等の計算書の該当欄へ記載してください。

なお、ガス事業託送供給収支計算規則様式第 1 に整理されるすべての収益に相当する金額は、すべて「ガス供給業分」に区分します。

イ 販売費及び一般管理費については、別記様式第 3 号にその内訳を記載してください。

ウ 営業外収益及び営業外費用、税務加算、税務減算について、別記様式第2号に記載しきれないときは別記様式第4号以下に記載してください。

エ 課税標準となる所得金額の算定

別記様式第2号のイとロを合計した金額を規則第6号様式「所得金額の計算の内訳」の「仮計」欄に、繰越欠損金等の当期控除額は「所得金額の計算の内訳」の「繰越欠損金額等…当期控除額」欄へ記載してください。

繰越欠損金等の計算については第6号様式別表9により算定します。所得課税事業分とガス供給業分に係るものに区分し、所得課税事業分に係る繰越欠損金等のみについて記載してください。

区分が困難な場合は前10年以内に生じた繰越欠損金等をその生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して所得課税事業分の繰越欠損金等を算定することができます。(取扱通知(県)事業税4の7の4(3))

注1) 所得課税事業分とガス供給業分とを区分して所得課税事業分の繰越欠損金等を算定する場合は、関係事業年度に係る別記様式2等を作成して提出してください。

按分して繰越欠損金等を算定する場合は、関係事業年度に係る按分の根拠資料を作成して提出してください。

注2) 上記2③アにおいて「最初事業年度開始の日前10年以内に開始した各事業年度」とありますが、青色欠損金を10年間繰り越すことが可能なのは平成30年4月1日以後開始事業年度において生じた欠損金です。そのため、例えば、平成30年4月1日から平成31年3月末までの事業年度に係る法人であれば、平成22年3月期に係る欠損金が最も古い繰越欠損金となります。

オ 課税標準となる収入金額の算定

別記様式第2号のハ～チの合計額にリ～タを加減算した金額を規則第6号様式別表6「収入金額の総額」へ記載してください。控除される金額については上記2②をご参照ください。

※ 別記様式第2号の2について

ガス供給業と併せて電気供給業を行う場合は、別記様式第2号に代えて別記様式第2号の2により計算し、規則第6号様式別表6をガス供給業分と電気供給業分それぞれ作成してください。

なお、記載にあたっての留意事項は上記(2)をご確認ください。

(3) 別記様式第6号について

ガス供給業を行う資本金1億円超の普通法人で、ガス供給業とその他の事業を併せて行う場合は、別記様式第2号に加えて、その他の事業に関して「付加価値割に関する明細書」(別記様式第6号)を作成し、付加価値割の課税標準を計算してください。

5 法第 72 条の 26 第 1 項に規定する「予定申告に係る事業税額」について

最初事業年度に係る法第 72 条の 26 第 1 項に規定する「予定申告に係る事業税額」は、最初事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までに最初事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の月数で除して得た額の 6 倍に相当する額の事業税額としてください。

ガス製造事業者又は旧一般ガスみなしガス小売事業者である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度において特定ガス供給業を行っていた場合においても同様です。